兵庫県屋外広告物条例しおりの概要

屋外広告物の定義

「屋外広告物」とは、<u>常時または一定期間継続</u>して屋外で<u>公衆に</u>表示される**看板、立看板、** はり紙、はり札、広告塔、広告板、のぼり旗などをいいます。

商業広告だけでなく、営利を目的としないものであっても、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物となります。なお、文字により表示されたものだけでなく、絵、商標、シンボルマークなど一定の観念、イメージなどが表示されているものも屋外広告物に含まれます。

※「屋外広告物条例のしおり」は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。

許可申請に必要な書類

提出書類	新規・変更	更新
①屋外広告物許可等申請書(正・副各1部)	•	•
②付近見取図及び掲出場所のカラー写真 (3カ月以内に撮影したもの)	•	•
③屋外広告物自己点検報告書(カラー写真含む)	0	•
④安全点検結果報告書(カラー写真含む)・点検対象は、設置からおおむね10年以上且つ広告物の上端が地上から4mを超えるもの・点検日は許可期間満了日の3か月以内	0	0
⑤広告物等の仕様書、構造図	•	0
⑥広告物等の模写図 (色彩、意匠、表示面積を明らかにした図面)	•	0
⑦建物の立面図等 ・建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面 ・既存の広告物がある場合は、既存広告物の模写図及びカラー写真	0	0
⑧他人の土地、建物、物件に掲出する場合・許可書、承諾書、賃貸借契約書の写し	0	0
⑨広告主が申請手続きを他人に委任する場合・委任状(様式は任意)	0	0
⑩その他必要と認める図面	0	0
①郵便にて申請する場合 ・必要額の切手を貼った返信用封筒(2通) ※定型サイズと副本(A4サイズ)が入る大きさで宛先記載したもの 申請手続きが終わりましたら、納付書を送付しますので期限までに銀行に振り 込んでください。振り込みが確認でき次第許可書を郵送します。	0	0

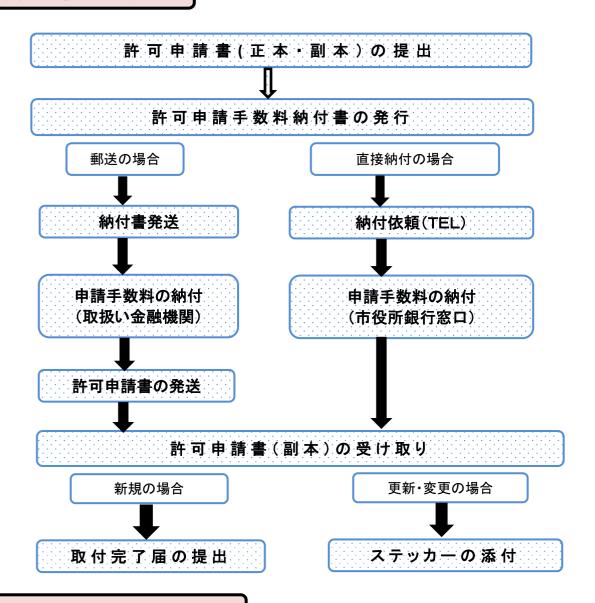
許可期間

広告物の種類	期間
•看板、広告板、広告塔	2年以内
•塀、垣利用広告物	1年以内
·電柱	
・はり紙、はり札	30日以内
·広告幕	
·立看板	
·広告旗	

●:必要書類 ○:該当する場合



申請手続きの流れ



許可後に必要な手続き

行 為	必 要 な 書 類
広告物の取り付けが完了したとき	•屋外広告物取付完了届
広告物を除却したとき	•屋外広告物除却(滅失)届
広告物の表示・設置(管理者)を 変更するとき	·屋外広告物表示·設置者(管理者)変更届

※申請書等は、宝塚市ホームページからダウンロードできます。

ページID検索またはサイト内検索で「1004263」と入力していただき、「屋外広告物許可等申請書」のページから各種書類をダウンロードしてください。

お問い合わせ先

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1

宝塚市 都市整備部 都市計画課 Tel: 0797-77-2088 Fax: 0797-74-8997

代表メールアドレス: m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp